

**「横浜市人権施策基本指針(改訂素案)」に関する
市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果**

令和4年3月

「横浜市人権施策基本指針(改訂素案)」に関する市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果及び本市の考え方をまとめましたので、公表します。貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

1 実施概要

(1) 実施期間

令和3年9月30日(木)から10月29日(金)まで

(2) 募集方法等

ア 改訂素案(詳細版)の閲覧及び改訂素案(概要版)の配布

各区役所区政推進課、市民情報センター、市民局人権課等で概要版を配布しました。また、詳細版及び点字版を配架しました。

イ ホームページへの掲載および SNS による周知

(横浜市 LINE、Twitter、スマートニュース)

ウ 関係機関・団体への送付(概要版の点字版を要望に応じて提供)

エ 広報よこはま(令和3年10月号)

(3) 意見の提出方法

ア 郵便 改訂素案(概要版)添付のはがき等

イ ファクシミリ 市民局人権課

ウ 電子メール 市民局人権課業務アドレス

エ 電子申請システム

2 実施結果

(1) 意見数

87名、187件

(2) 応募状況内訳

受付方法	人数(人)	割合(%)
郵送	21	24
ファクシミリ	4	5
電子メール	6	7
電子申請システム	56	64
合計	87	100

※パブリックコメントにあわせて、人権関係団体等からも意見を伺いました。

(3) 項目別内訳

項目	件数(件)	割合(%)
全般	3	2
第1章 人権施策基本指針の位置付け	19	10
第2章 人権施策推進の考え方	14	7
第3章 人権施策推進のための取組	20	11
第4章 様々な人権課題への取組	95	51
第5章 人権施策の推進体制等	4	2
その他	32	17
合計	187	100

(4) 対応状況

対応	件数(件)	割合(%)
ご意見の趣旨を踏まえ、素案を修正したもの(修正)	17	9
ご意見の趣旨が、既に素案に(一部)含まれていると考えられるもの(既含)	5	3
素案に賛同いただいたもの(賛同)	37	20
参考とさせていただくもの(参考)	92	49
その他のご意見・質問等(その他)	36	19
合計	187	100

- 別紙において、頂いたご意見と本市の考え方を記載しています。
- ご意見の内容により分割して掲載しているほか、横浜市パブリックコメント実施要綱・運用方針に基づき要約等を行っている場合があります。
- 素案公表後、表現等について必要な素案の修正を行っています。

番号	項目	項目 (4章分野)	ご意見	対応 区分	本市の考え方
1	全般		コロナやLGBTなど、配慮すべき事柄は時代とともにどんどん増えていく中で、常に自分自身を見つめなおして、気づきしていくことが大切ですね。 改訂された指針が、単に啓発という効果を生むだけでなく、一人ひとりの具体的な行動につながるよう、私自身でできることをしっかりやりたいと考えていますし、市民の一人として市の人権施策に協力していきます。	賛同	ご賛同ありがとうございます。改訂後も広く市民の皆様等に対し、理解と行動に結びつくよう啓発等を行ってまいります。
2	全般		長文でした。民間企業では、基本政策として長文はあり得ません。伝えたいことは、A3型1枚にまとめることと教育されています。またはA4型2枚まで。本文は、添付してもいいですが読まれることはないと考えて重要政策文書は、作成することと教育されています。 本資料作成努力は買いますが、内容は具体策に欠け、どの条も同じような内容です。したがって心に響く内容にはなっていません。残念ですが。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、より分かりやすい資料の作成に努めていきます。
3	全般		例えば教育ですが、小学校低学年から人権を教えていかねばならないですよ。高齢者向けの教育やり直しはどうするのか、先日白鵬の特集がNHKで放映されていましたが、旧態保持、人種差別が国民の意識に残っています。移民受け入れすら満足に行えない日本が、国民に人権擁護へ意識向けられるか、マジに考えさせられる政策文書でした。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
4	第1章		概要版P8「障害児、障害者」について精神障害者を持つ家族です。精神障害は日本の五大疾病に上げられている病気で。偏見・差別が大です。別枠で精神障害への偏見・差別がなされない周知対策を望みます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、関係部署に情報共有をさせていただきました。引き続き、本指針に基づき、障害児・障害者の人権はじめ、施策を推進していきます。
5	第1章		今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかの問いについてそう思わないの割合が少なくてびっくり。90%はいると思った。	参考	人権が尊重されている社会と思うとの回答の割合を高められるよう、引き続き、本指針に基づき、人権施策を推進していきます。
6	第1章		最初に「人権とは」の項目を新たに設け、説明されていることは、大変わかりやすかったです。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
7	第1章		コラムの「人権はどこから始まるのでしょうか」は、人権が私たちに身近なことだと気付かせてくれて、心に残りました。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
8	第1章		企業活動における人権尊重の取組が国際的に注目されており、企業自らが人権に関するリスクを特定し、対策を講じていくことが必要になっています。平成23年(2011年)に、国連人権理事会から示された「ビジネスと人権に関する指導原則」などを踏まえて、令和2年(2020年)には、国が『「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定し、取組が始まっています。現在は、緒についた段階ですが、今後5年間のうちには大きな流れになっていくものと考えます。そこで、「3 人権問題に対する基本認識」の「(1) 人権を取り巻く状況」のなかで、ビジネスと人権についても紹介したかどうか。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。
9	第1章		平成28年度改訂版に比べて、指針の位置づけや人権に関する基本認識がたいへんわかりやすくとめられていると思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
10	第1章		市職員が本指針をしっかりと意識して各事業に取り組むことで、差別のない社会が実現されることを期待します。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、本指針の趣旨を市職員に徹底し、施策を推進していきます。

11	第1章	<p>「3 人権問題に対する基本認識」において「偏見や差別の要因」が説明されていますが、社会心理学において、半世紀以上にわたって、米国を中心に世界中で偏見・差別の心理過程に関する科学的な実証研究が蓄積されていることを踏まえて、この部分の説明は少しあっさりしすぎているように思います。偏見や差別の要因について理解することは、人々が自らの偏見に気づいて、見直すきっかけを作り、また偏見や差別の問題に対してどのような施策が有効かを検討する上で必要であるため、もう少し詳しく記載されるとよいと思います。</p> <p>現状の知見から指摘できる通説的な主要な要因としては、認知的要因と動機的要因が挙げられます。認知的要因とは、人間がもつ、物事をカテゴリーに分けて認知するメカニズムから生じるもので、もっとも基礎的な要因と言えます。カテゴリーの知識には、様々な特性や感情の概念が結びつき、連想関係を生じることになります。こうしたメカニズム自体は、基本的には人が生活する上で有用なものです。しかし、人を認知する際にもその認知メカニズムが同様に働き、特に、偏見的な言説に触れたり、個人的に動揺した経験などを通じて、カテゴリーの知識がネガティブな特性や感情と結びついた場合は、多くが偏見的な思考となります。こうした思考自体は、たとえ価値観として偏見・差別を受け入れていない人であっても、関連する知識との連想によって自動的に生じることが知られています。そして自動的に生じた偏見的な思考は、その内容を立ち止まって吟味し、修正しなければ、あるいは「素直な」「正直な」ものとして受け入れてしまうことで、偏見・差別的な言動として表れてしまいます。</p> <p>偏見・差別の動機的な要因としては、外集団と利害が対立したり、何の罪もない人が不幸を被ったことを知ったり、災害等「死」について意識しやすい状況など、自分の存在や価値観に対する脅威を感じる、不安定な状況において、不安に対処するために、既存の価値観や秩序を維持・正当化しようとする形で、偏見・差別的な信念を受け入れたり、言動として表してしまうことが知られています。また、特に近年においては、露骨な形の偏見ではなく、(現実是不利な状況が依然として存在するにも拘らず)不利な状況は既に制度的に解消しているのに、不当・過剰に権利を主張している」といった、もっともらしい言説の形をとる「現代的偏見」と呼ばれる間接的な偏見・差別の存在が指摘されています。</p> <p>素案の「偏見や差別の要因」で挙げられている事例は、要因というよりも、むしろ差別や偏見の「結果」を分類したもののように見えます。もちろん、「結果」として生じた偏見・差別自体は否定されるべきものです。しかし、結果的に偏見・差別をする人を「個人攻撃」するだけでは、問題の予防・解決につながりません。また、もっと遡った要因について理解しなければ、偏見・差別をするのは「特別に悪意をもつ人」だけの問題と考えて、人々が誰も自分の中にもっている偏見・差別の芽を見逃すことになったり、あるいは自分の中にある偏見・差別の芽を認めることが「差別主義者」であることを認めるように思えて、偏見・差別を生じる危険の存在から目を背けてしまうことが懸念されます。そして、偏見・差別に対する施策が、どのような状況において、どのような方法によって行われるのが有効かを検討する上でも、基本指針の中で、偏見や差別の要因について、現時点での実証的知見に基づいて、明確かつ十分な程度詳細に記載することが必要だと考えます。</p>	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
12	第1章	<p>すべての人々の人権を実現すると書いてあります。が、横浜市のHPをみると、ワクチン接種者のみ優遇されるワクチンプラスキャンペーンを実施しているのは、全ての人々の人権を尊重しているとはいえません。ワクチン未接種者が不利になるワクチンプラスキャンペーンは即中止してください。</p>	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
13	第1章	<p>2ページのコラム(人権とはどこから始まるのでしょうか)の下から三行目、「市民が身」は誤字ではないでしょうか。</p>	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
14	第1章	<p>指針の位置づけとともに、改訂にいたったこの5年間の人権に関する動向をまとめてあり、わかりやすいと思った。具体的な事例を書き込めば、当時のことを知らない人にもわかりやすく伝わらと思うが(オリンピック関係での女性差別発言、テレビ番組出演者への誹謗中傷による自死)、それがさらなる人権問題にもつながると思うので、人権を考えることの難しさを感じる。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂に取り組むとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
15	第1章	<p>3頁のSDGsに関する文章について、17の目標の全てが「人権尊重」の理念と関係していると読み手が受け取ってしまうように感じました。世間や企業において関心の高いSDGsを国際社会の動向として触れている点は良いと感じました。</p>	修正	SDGsの記載に関して、ご賛同いただきありがとうございます。ご意見の趣旨をふまえて、内容を修正します。
16	第1章	<p>冒頭、「1人権とは」というところで、人権について改めて確認した項目は、人権施策基本指針の位置づけとして、非常に重要な部分だと感じております。前提として「人権」というものをどのように捉えるかによって、その後の指針の中にもあります「インターネット上での人権問題」や「子どもの人権」といった個々の人権問題の根幹に関わるものでありますので、改めて冒頭で確認した意義というは高いと考えました。記述にありますように、「人は誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。…人権は誰もが等しく持っているものであり、全の人が互いの人権を尊重しあうことが、自らの人権が尊重されることにつながります」というのは、よくよく考えてみたらそれが当然だと思われるかもしれませんが、いざ個々の人権問題となったときに、この根幹部分をどこか置き去りにして議論してしまっているのではないかと感じております。「基本的な人権の尊重」というのは、平和主義・国民主権と同様、日本国憲法の三大原則の一つとして位置づけられる非常に重要なものであります。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」というのは「世界人権宣言」の言葉であります。が、やはり根本的にこの部分を抜きにして考えることはできません。人権どうしが衝突したときにどう保護していくかという公共の福祉などはその先の問題であって、根本に立ち返ることというのは非常に大切でありますし、それがひいては個々の人権の保障にもつながっていくのだと考えております。平成29年1月の「横浜市人権施策基本指針」のほかに、冒頭「世界人権宣言」の記述はありましたが、今回の令和3年9月の「横浜市人権施策基本指針改訂素案」には、さらに章立てで「1 人権とは」という記述がありましたので、非常に重要な良い部分だと感じました。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めるとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
17	第1章	<p>平成29年1月の「横浜市人権施策基本指針」第1章には記載がなかったと存じますが、「今の日本は『基本的な人権』が尊重されている社会か」という調査結果は、個人的に非常に興味深いものがありました。本来は冒頭「1人権とは」に記載のとおり、固有の権利として保障されていなければならないものでありますが、前回調査から大きな変化が見られないことに加えて、「どちらとも言えない」という回答が半数を超えているという事実には驚きました。この理由というのを今後の人権施策のために伺いたいところですが、後にある「インターネットによる人権侵害」や「新型コロナウイルス感染症関連の人権問題」も相まって、より人々に身近な形で顕在化したことで、人々の問題意識が高まったと同時に、現状尊重されているとは言えないという方が大半を占める結果になってしまったのではないかと感じました。ただ、このように自分に関わることだけではなく、共通のコミュニティに属する一つの問題として、認識することはむしろ良いことであるので、この調査の先、どこに課題があっても取り組んでいくのかというのを、議論した上でより良い方向になっていくことを期待いたします。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めるとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
18	第1章	<p>平成29年1月の「横浜市人権施策基本指針改訂版」と比較しまして、新たな部分というのは、SDGsの部分であると存じます。17の目標が掲げられている中で、環境問題や経済成長といった部分が注目され、メディアにも取り上げられやすい部分ではありますが、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」といった目標があるのは、記載のとおりであります。今世界的にも、国内的にも、ある種トレンドになっているSDGsという観点から人権問題に切り込んでいくというのは、既に人権問題に興味関心がある方だけではなく、より広い形で人権問題を提起できる機会だと考えております。「TOKYO2020オリンピック」の中でも多様性というのの一つキーワードになりましたが、そのような全体を巻き込んで人権問題に向き合っていく姿勢というのは、忘れてはならない重要な視点だと感じております。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めるとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
19	第1章	<p>「(2)横浜市の現状」も拝見いたしまして、やはりここでも新型コロナウイルス感染症の影響は色濃く出てきているのだと痛感いたしました。様々な人権問題がありますが、ぜひ根本に立ち返りながら、「自分事」のように問題意識を持てるように、人権問題に対する「正しい理解」と、自分の頭で考えていきたいと、今回の「横浜市人権施策基本指針改訂素案」を拝見して改めて思ったところあります。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、啓発をはじめ施策を推進してまいります。

20	第1章		1998年に「横浜市人権施策基本指針」(以下、指針)を策定後、社会情勢の変化等による人権課題の多様化にあわせて、2011年、2017年と指針を改訂してこられたことに敬意を表します。社会が変化するスピードは、今後ますます加速化する可能性があります。したがって、今後も少なくとも5年の期間で指針の改訂に取り組まれることを望みます。しかるに、今般の「横浜市人権施策基本指針改訂素案」からは、現行の指針(2017年改訂)の「第2章人権施策基本指針策定にあたって」「3改訂について」に記載されている「本指針は、人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化、横浜市が行う「人権に関する市民意識調査」※の結果等を踏まえ、5年を目途に改訂します。」との文言が削除されていることに危惧を覚えます。指針において、「5年を目途に改訂」すると表明することが、少なからず市民意識調査および指針改訂作業に必要な予算等を担保することにつながっていると考えるからです。ぜひ今回の指針改訂にあたって、「5年を目途に改訂」という意思を文面において表明していただくよう要望します。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、国等の動向や社会情勢の変化、人権に関する市民意識調査の結果等に応じて、改訂を行ってまいります。
21	第1章		「人権とはどこから始まるのでしょうか」のコラムの、「これら」の繋がりが分からなかった	参考	ご指摘ありがとうございます。該当の文章は専門書籍から引用したものです。
22	第1章		関心のある人権課題についてのグラフについて グラフだけ見ると「感染症・疾病の患者等の人権」が太字強調されている理由が読み取りづらい。「前回調査より24.6ポイント↑」など吹き出しをつけると良いのでは。※そこまで、この人権課題だけ強調する必要があれば、ですが。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
23	第2章		「人権尊重を基調とした市政」は基本中の基本なので、市の職員一人一人がそのことを意識できるよう、啓発が重要だと思います。	既含	今後も、本指針に基づき、市の職員一人ひとりの人権意識、感覚を高めるよう研修を進めてまいります。
24	第2章		基本姿勢のうち「差別されている当事者の立場に立つ」というのは、言葉で表現するのは簡単だが、実際の行動としては簡単に立てるものではない。「当事者の思いに寄り添う」という表現にすべきだと考える。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
25	第2章		最初に、めざす社会像を明確に示していて、大変わかりやすかったです。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に沿えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
26	第2章		前回に比べて、「取組の視点」がすっきり整理されて、わかりやすくなっていると思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
27	第2章		文章の案:3-(5)新たな施策に取り組む場合は、日頃から各人が人権感覚を高める意識を持ち、時代に即した施策となるよう努めて参ります。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
28	第2章		文章の案:3-(7)これらの情報については、早期にかつ適正に関係機関に届くよう連携を強化します。	参考	ここでは、プライバシー保護を重視するあまり、虐待などに関する通報をためらうことのないよう、早期・適正な情報提供の重要性を呼びかける内容としています。関係機関間の連携についてははもとより重要と認識しています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、施策を推進していきます。
29	第2章		平成28年度改訂版では、何を目標にしているのかがわかりにくかったですが、今回は「めざす社会像」として明確に掲げられているので、発信力が高まっていると思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
30	第2章		「3 取組の視点」の中に、「学术界と行政が連携・協働し、科学的・実証的知見を踏まえて、人権施策を推進する」という点を加える必要があると考えます。 昨今の公共政策分野においては、根拠に基づく政策立案(Evidence Based Policy Making:EBPM)が重要視されており、科学的・実証的な知見に基づく政策立案が、あらゆる施策において求められています。また同時に、人々の行動に関わる問題に対し、公共政策に行動科学の知見を活用することで問題解決や状況の改善を試みる「ナッジ」や「行動インサイト」と呼ばれる技法が広まりつつあります。偏見・差別という現象は、社会制度的な問題である一方で、出発点としては、人々の認知・行動における問題といえます。したがって、人権施策においても、行動科学の知見を踏まえた政策立案が、真に有効な施策の実行や、あるいはまかえて逆効果になりうる施策を予測し、避けることに役立つと考えられます。行動科学のうち、特に関連する分野を挙げると、例えば社会心理学においては、偏見・差別というテーマは伝統的かつ中心的なテーマであり、科学的な実験研究と共に、世界中で膨大な知見の蓄積があります。 昨今では、行動科学における有名な知見が、追試によって再現されない「再現性問題」が指摘されることから、適用する知見が頑健なものかを慎重に吟味する必要があります。また、特効薬のような確実な解決策が分かっているわけではなく、解明されていない部分も多くあります。しかし一方で、現実の社会問題の解決においては、未知の部分は避けられず、それでも、既存の知見を踏まえて試行錯誤しながら問題解決に取り組むほかなく、結局のところそれが最も有効な方法であることは、感染症対策をめぐる経験からも納得できることだと思います。 また、「未知」の部分として特に指摘できる点は、社会心理学などの研究参加者の多くは大学生であり、さまざまなライフステージや経験をもつ幅広い市民一般についても既存の知見や介入の効果が見られるかという点です。また、今後新たに考案される介入策の効果についても同様に、幅広い属性の市民について効果の検討が必要であり、場合によっては属性によって層化・個別化したアプローチの有効性も検討する必要があります。こうした面については、行政と学术界が協働し、行政の職員や市民を対象とした研究や、介入としての研修等の機会を積極的に作り出すことで、現象のさらなる正確・詳細な理解を進め、根拠に基づく実効性のある人権施策を進めることができると考えられます。この意味で、当事者や人権擁護の活動団体との連携に加えて、研究の現場と行政の現場との連携を進めることには大きな意義があります。 上記の今日的な意義から、今回の改訂において「学术界と行政が連携・協働し、科学的・実証的知見を踏まえて、人権施策を推進する」という視点を追加・明記することが必要だと考えます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

31	第2章		差別的なものの見方・考え方を見つめ直す書と書いてありますが、コロナウイルスに罹患したことがある方や、その恐れがある方や医療従事者・ワクチン未接種者に対する差別は依然として存在します。市としてはこのような差別を徹底してなくすために、まずは市が実施しているワクチンプラスキャンペーン実施を中止すべきです。一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会と書いてあることと、ワクチンプラスキャンペーンは矛盾しています。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
32	第2章		ここだけに限らず、新旧対照をすることの意味もないのかもしれないが、例えば基本姿勢で、「地域社会全体での取組の支援」が「地域社会全体での取組」に直した事など、その背景がわかると、人権に対する社会の考え方が時代とともに変わっていることも伝わると思う。取組の視点が、非常にわかりやすく整理されてよくなったと思う。私も仕事柄、人権を考え直す機会があり、「自分の意識や価値観に関わる問題として捉え、考える」というフレーズは、自分の問題として考える意味を理解するうえでわかりやすいと思った。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、指針改訂に取り組むとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
33	第2章		横浜市が、ワクチン接種を推進する為に、ワクチンプラスキャンペーンをやっている事に、とてもストレスを感じるし、基本的人権が守られていない不愉快さを感じる。人権を大切にしますとこちらのページで書いているが、実際の横浜市の政策は、ワクチン接種者を有利、差別化して、何としても打たせたいという意図が感じられる。治験中で、異物混入騒動もあるコロナワクチンを、ワクチンプラスキャンペーンというやり方で、未接種者にプレッシャーを与え続ける政策に断固として、反対します。横浜市民の人権施策推進とされる事を言っておきながら、実際の横浜市のワクチンプラスキャンペーンは、未接種者に対する人権侵害だ。ワクチン打って死ぬかもしれない恐怖を味わせても打たせたいその魂胆は何なのでしょうか。何人も、ワクチン未接種である事を理由に、差別名誉毀損、いじめ、人権侵害を禁止する条例を作り、横浜市民の人権を守り抜く姿勢を見せてください。ワクチン接種者に優遇措置する方法は、外国では全て失敗している事を忘れてはいけません。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
34	第2章		「1 めざす社会像」の部分について、「第1章 人権施策基本指針の位置づけ」の根本部分と相まって、非常に重要なところであると考えております。日本国憲法13条に「個人の尊重」に関する条文がありますが、改めてこの「自分らしく生きる」というのは、多様化している現代そしてその先の未来において、より一層重要になるものだと存じます。自分の個性キャラクターについて、ポジティブに発信していく人も一方で、コンプレックスとしてあまり公に話したくないという方もいらっしゃると思います。そのような中で、社会としてどう尊重していくかというのは、まず正しい認識をした上で、問題意識を持つことが大切だと考えております。確かに、ある問題に対して賛成の人もいれば反対の人もいて、そういう中で社会としてどうあるべきという価値観を植え付けることは違います。しかし、問題を正しく把握していなければ、真の意味での議論というものが出来ず、そうなったときに被害として色濃くあらわれるのは、少数者マイリティといった方々に結果としてなってきてしまいます。それが生活のごく一部の限られた期間といったものだけではなく、人々の人生や生活に直結するような深刻な事態にまで及ぼすこともあります。まさにこの事態を他人事として捉えて放置していくのか、それとも自分の事として捉え、問題を認識していくのか、そういった一人ひとりの姿勢というのが、社会的な人権問題を考える上で重要なことだと考えております。これはまさに、「3 取組の視点」という部分にもつながることではありますが、こういった視点が、共生社会の構成員である私たち一人ひとりに求められているのではないかと感じるところであります。また、同じ「3 取組の視点」というところで、「(5) 人権尊重の視点から、あらゆる施策・事業を常に点検・検証する」ことは、非常に重要な視点だと考えております。目まぐるしく変化する世の中で、人々の意識や価値観も多様化し、昔と比べて変化していることがあります。それこそ、「家族のあり方」「夫婦のあり方」というのは固定観念にとらわれないことのない多様なあり方というのが、昔の家制度的な風潮から大きく変化しました。大きな変化にまで至らないとしても、既存の制度が果たして現在のニーズに応えられているのか、意味のあるものになっているのかというのは、適宜確認しなければ、無意味なものとなってしまいます。「横浜市人権施策基本方針」が平成29年1月から約5年の時を経て改訂するように、各種制度の点検・検証というのは、非常に大切だと感じております。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
35	第2章		「人権施策推進の考え方」に、身内や友人や職場に、マイリティを差別している人がいて困っている方を支援することと、わかりやすく記載してほしいです。「家族や友人、会社の同僚がマイリティを差別していることを知って悩んで。どのような対応方法があるのか悩んでいる」「自分はマイリティではないから、家族や友人等が差別者でも、直接被害は受けない。だけど、自分以外の誰かが差別の被害を受けるかもしれない。どうしよう」という市民に寄り添う横浜市であることを、明確にしてほしいからです。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
36	第2章		基本姿勢①のタイトルは、「人権尊重を~とした市政運営」ではないかと。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
37	第3章		相談機関や窓口などの周知について、年代別に分けた周知の仕方をしてほしい。また、若い世代だからインターネットで十分ではなくて、インターネットでもやりつつ、紙でも周知に努めていただきたい。	参考	幅広い世代の方々にお伝えできるよう、横浜市ホームページのほかにも、チラシの配布や広報よこはま人権特集号(11、12月号)等、様々な広報媒体を活用して、相談機関や窓口の周知を行っています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて取組を進めてまいります。
38	第3章		2章同様、調査実態把握の二段落目についても「立場に立って」という表現ではなく、「思いに寄り添い」にすべきと考える。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
39	第3章		前回の「権利擁護システムの構築」「人権ネットワークの形成」が少しわかりにくかったものが、今回わかりやすい表現になったのが良かったと思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
40	第3章		文章の案(2)ア 学校でも家庭や地域において子どもの意見が尊重される社会づくりに努めます。	参考	すべての子どもの意見が尊重されるべきことは認識しています。一方で、子どもの年齢や発達段階に応じて、課題やコミュニケーションの取り方等も変わってくる考えられるため、各々の状況に則した対応が必要と考えます。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、子どもの意見が尊重される社会づくりに向け、人権教育をはじめ施策を推進してまいります。
41	第3章		人権擁護委員に関して、前回の「活動支援」から「連携」という姿勢を明記していただいていることに感謝します。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
42	第3章		早い段階からの学校教育における人権啓発の取組推進を期待します。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、本指針に基づき、人権教育・啓発をはじめ施策を推進してまいります。

43	第3章		人権擁護委員の存在が市民には知られていないと思います。活動内容をもっと知られるようなPRをして頂きたいとします。	既含	区民まつりをはじめ各種イベント、リーフレットの配布、改訂素案の概要版や広報よこはま人権特集号などへの掲載等、様々な機会を捉えて、周知をしています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、市民の皆様にご浸透するようPRに努めてまいります。
44	第3章		第2章までに書いていただいた内容を踏まえて、この章で社会人として、市民としてなにをすべきかということがもう少し具体的にわかるとより人権を身近に感じることができると思いました。あまり細かいことを記載するのは難しいと思いますが、理念を日常に活かすにはどうすればよいかなどをお示しいただけると教育、子育てなどの場でも活かせるのかなと思いました。	既含	「第5章 人権施策の推進体制等」において、市民・地域団体・事業者に期待される役割を記載しています。
45	第3章		偏見や差別の要因は、その多くが誤った認識や知識不足によるものであり、一人ひとりが人権意識を高めることが必要であるという考え方に共感します。特に、子どもの頃から人権意識を高めることが重要だと思います。単なる年に一度の授業のような形ではなく、教育現場、家庭等さまざまな場面で、何気なく行いがちな差別や偏見に気づく機会を設け、「自分ごと」として捉えられるような仕組みの整備が必要だと思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、本指針に基づき、施策を推進していきます。
46	第3章		人権問題に直面した時、子どもたちが気兼ねなく相談できる場所があると安心だと思いました。	参考	子どもたちが気兼ねなく相談できる窓口として、「子どもの人権SOSセンター」や「子どもの人権110番」のほか、インターネットやSNSを活用した人権相談などがあります。引き続き、市民局人権課ホームページ上での案内やリーフレットの配布等により、周知を進めてまいります。
47	第3章		人権問題は、例え自分が気を付けていても、言葉などで人権侵害をしてしまう場合があります。日頃から人権感覚を磨く必要があると感じているので、広報やウェブサイトなど、目の付きやすい媒体で、コラム的な読みやすい内容の記事が多く掲載されることを望みます。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針に基づき、人権問題に関する広報・啓発に努めていきます。
48	第3章		(相談支援について) この項目はいわゆる目標管理ができてPDCAを管理できると考えます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	第3章		人権擁護委員がよく知られていません。質問は人口に対し何人いるのでしょうか？	既含	現在、全国で約14,000人が法務大臣から委嘱され、横浜市では89人が人権擁護活動をしています。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き周知に努めてまいります。
50	第3章		現在起きている事案 教育現場において(クラス、学級、大学の対面授業等で)未接種者が挙手をさせられた。修学旅行や運動会に参加するにあたり、未接種者が接種者に気を遣う。職場において既往症やアレルギー体質の為に未接種の人が接種者に理解されず、心ない言葉を掛けられる等の圧力を受け、体職に追い込まれる。 就職活動において、未接種者が不利になるような企業における未接種者への偏見、差別意識が全体にある。接種者には宿泊施設、スーパーマーケットの割引、クーポン券の発行など有利となるサービスが発生している。 未接種者である事を理由に、施設への来店、入店、利用を拒否される。 未接種者であることを理由に、学校行事への参加を拒否される。 未接種者であることを理由に、職場を解雇、契約の更新を拒否される。 未接種者であることを理由に、職場で不当な配置転換を求められる。 未接種者であることを理由に、採用試験に不合格になり、採用されない。就職が出来ない。 未接種者には自己負担となる陰性証明書、抗体証明書などの発行が度々求められ、職場、学校、施設利用等で差別化される。無料でワクチンを接種した接種者が有利となる。 これらを全て徹底して市は起こさない様に、市のHPや広報などで通達、そして各々の企業や事業所・学校等に通達してください。市はこのようなことを市民の皆様の人権のために阻止します。と指針や条例で宣言してください。万が一このような事象があれば即市に相談くださいと明示すべきです。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
51	第3章		「地方自治体が条例でワクチン未接種者への差別を禁止することはより強い周知を図り、単なる広報活動より意義がある」と言えるという佐々木信夫中央大学名誉教授(行政学)というコメントもあります。横浜市は「コロナワクチン未接種者に対する禁止条例」を制定し、率先して差別や偏見禁止に取り組むというメッセージを発する様をお願い致します。不当な取扱い等の禁止する文言を盛り込んでくださいませ。 「何人も、新型コロナウイルス感染症に罹患していること若しくは罹患している恐れがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他の権利および利益を侵害する行為をしてはならない」 「横浜市は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、前項に規定する行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとする」以上の内容の条例を制定して下さる様お願い致します。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
52	第3章		3「相談支援の充実」を「相談支援救済体制の確立」へ変更。 文中に「相談支援救済体制の確立と共に具体的機関の設置をめざします」を挿入、又は補強する。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	第3章		第3章に追加する。 「5人権条例等制定の検討 1障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法をふまえ、人権課題を網羅した権条例制定を検討する。 2又は障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法に基づいた個別条例制定を検討する」	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
54	第3章		ワクチン打って死ぬ方が増えているのに、職域接種を実施し続けるのは辞めてください。打ちたくない、打てない人が追い詰められ、苦しみながら、無理矢理打ってしまうケースが後をたらしません。これは、打つのが当たり前で、打たないのは良くないという印象操作があり、会社や学校が追従しているからだ。こういう負の連鎖を断ち切るには、まず、ワクチン接種推進キャンペーンを辞めること。あらゆる面で、ワクチン接種者と未接種者の権利を平等にすることを横浜市は条例という形で市民に示す必要がある。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。

55	第3章		「第1章 人権施策基本指針の位置づけ」から「第2章 人権施策推進の考え方」と、根本的な人権に対する意識を確認した上で、第3章では具体的な「人権施策推進のための取組」として記載されている章だと存じます。最初の「1 調査・実態把握」の中で、「人権問題の多くは、見えにくく、気づきにくい…」というのは、まさにおっしゃる通りであります。もしかしら身近に当事者の方がいるかもしれないけれど、それに気づくことができないというケースもあれば、むしろ当事者の方はカムフラウトしたくない、気づいてほしくない方もいるというもよく耳にします。それは外的な要因だけでなく、内面の心の問題ほど見えにくく気づかないうちに傷つけてしまっているといったケースも考えられます。そのような中でより制度として当事者の方に寄り添ったものとしていくにはどう取組んでいくことが求められるのかというのは、やはり実態を正しく把握するということに尽きるのだと感じております。そういった中で、定期的に実態把握をされている貴所の取組は素晴らしいものだと感じます。調査・実態把握をすることで今まで見てこなかった潜在的な課題を発見することにもつながる可能性に加えて、少しでも当事者の方が意見を交換し相談できる環境があれば、その人個人の支えにもなるのではないかと感じております。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、当事者の方々はじめご意見を伺いながら、指針改訂を進めるとともに、本指針に基づき、実態調査をはじめ人権施策を推進してまいります。
56	第3章		「2 研修・教育・啓発の推進」というところで、特に私が意識しているのは、「学校教育」であります。急速に発達していく人生に関わる重要な局面の中で、大人の影響を受けやすい子どもに対してどのような教育をしていくかというのは、慎重にならなければならないと考えております。それこそ先に述べたように、価値観を植え付けるのではなく、より多様な柔軟な教育というものが求められていると同時に、子どもが塞ぎ込むことのないようなケアというのが、心身ともに大事になってくるのではないかと感じております。そのためにはどういった手法で子どもの意見を聞く機会を確保するのか等、一つひとつ検討していかなければならないと存じます。私は今回「横浜市人権施策基本指針改訂素案」を拝見するまで、お恥ずかしながら存じ上げなかったのですが、「各校に人権教育推進担当者を配置」していることで、そのように学校現場にいる最前線の教職員の方も「人権が尊重される環境づくり」というものを意識されているのだと非常に勉強になりました。また学校は学校、家庭は家庭といったように断片的に問題を捉えるのではなく、貴所をはじめとした地域社会と事業者、学校、家庭という様々な分野で一体となった取組を推進することは社会として問題を認識することにもつながりますので、体験型教育プログラムといったカリキュラム等、教育現場から社会に発信していくというには今後も期待しております。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
57	第4章	外国人	市内居住の外国人のみを対象とするのは範囲が狭い。入国希望者、難民の人権にも言及すべき。	参考	横浜市の施策の指針であるため、市内居住の方を対象とした表現となっています。難民等の人権に関することは国の動向を注視していきます。
58	第4章	職業差別 その他の課題	就職氷河期世代は、ワクチン接種をはじめ様々な施策で後回しにされ、立ち上り疎外感を感じる。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
59	第4章	子ども 性的少数者	今年行われた東京オリパラでも、性的マイノリティの方の様々な発信がありました。多くの人が、身近な方の中にも、性的マイノリティの方がいるかもしれない、という想像力を持って、行動していく必要があるとおもいます。	参考	性的少数者の方々への理解拡大は重要な課題と認識しています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、性的少数者支援をはじめとする施策を推進してまいります。
60	第4章	性的少数者	企業のアンケートやユーザー登録を行う際、性別を選ばず男性・女性しかないものが多数存在するから、市から企業などに向けてその他を作成するなど、改善を求める活動をしていただきたい。	参考	横浜市では、平成16年より、性別記載欄を削除する等の取組を実施しています。また事業者の皆様に対しても、性的少数者への理解促進に向け啓発を行っています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
61	第4章	職業差別 ホームレス	以前Twitterのトレンドに表示されているニュースにリプライで大卒で就活に失敗して無職になった自分の意見を書き込んだら中高生と名乗る子供から「働いてから言え無職」と容赦ない言葉を浴びせられたことがある。さらに若い世代からいじめを沢山押し付けられて多岐にわたる反論されたような嫌な思いをした。わざわざ知らない子供に自分の不幸を説明することはできず、ましてや不特定多数が目にするTwitterの場なので詳細は書き込まずただただ多数の圧力に打ち負かされた嫌な思いをした。若い世代へのSNSの倫理観について授業などで充分話し合っほしいと思った。	参考	辛い御経験をなされたことに対し、お見舞いを申し上げます。誹謗中傷や差別は決して許すことはできません。引き続き、本指針に基づき、あらゆる差別は許さない姿勢で施策を推進してまいります。
62	第4章	障害児・障害者 感染症・疾病	当事者へのヒアリングが不足しています。	参考	改訂素案の作成にあたっては、人権に関する市民意識調査のほか、当事者を含む人権関係団体等へのヒアリングを実施しています。本パブリックコメントでのご意見を踏まえ、引き続き人権懇話会等の場で関係団体から御意見をお聴きしながら、改訂を進めてまいります。
63	第4章	子ども	子どもの貧困やヤングケアラーについて実態調査を踏まえた、啓発や施策の推進を期待します。今の子どもたちの置かれている状況を大人たちが理解し、子どもにやさしい社会を作らないと、ますます少子化が進み、日本の未来が危ぶまれると思います。	参考	社会全体で子どもの人権を守っていくことは重要な課題と認識しています。今後も本指針及び子どもに関する各種計画に基づき、啓発や施策を推進してまいります。
64	第4章	子ども 高齢者	横浜市役所内では、人権問題について毎年しっかりと研修しているが、民間企業では、ほとんど行われていないと聞く。(自分の配偶者は民間だが、全くやっていないとのこと)役所だけ頑張ってもしょうがないので、民間企業にも研修を充実させる取組に力を入れてほしい。	参考	これまでも企業向け人権講演会や教材貸出、講師派遣などを通して、動員付けや取組支援を行っています。今後も、ご意見の趣旨を踏まえて事業者に向けた支援(教材の貸出等)を実施してまいります。
65	第4章	職業差別 その他の課題	最初のリード文中の人権課題と人権問題の使い分けの意図が不明瞭。職業差別については、「人と動物の関係」を特に限定して記載する必要がない。	参考	職業差別は多岐にわたりますが、本市では、かつて食肉市場の業務に従事する方々への差別事件を起こした経緯から、人権課題の一つとして位置づけています。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、運送事業者等の方々への差別についても取りあげています。ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

66	第4章	女性 子ども 高齢者 障害児・障害者	スマホ、オンラインによる嫌がらせ攻撃、盗みにはいるのはやめさせましょう。	参考	インターネットによる人権侵害は、重要な課題と認識しています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
67	第4章	女性 障害児・障害者 インターネット等による人権侵害	隣の家の住人からうわさだとかなんだとか大声で個人情報を読まれたうえ家に人を使って盗みに入られいたずらされた。骨を折られた。夜中。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
68	第4章	女性 障害児・障害者 性的少数者	精神科医にベッドにしばりつけられて胸をさわられ、医療器をさしこまれて傷をおいました。健康でしたのにおむつをつけられ、トイレに行くこともできないようにしばられベッドにねかされておきることねがえりもうてなかった。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
69	第4章	障害児・障害者	精神科医からのくすりと入院状態に虐待がある。3重のカギがかかるへやに暴力で複数の人数でしばりつけて健康な人を閉じこめて医療費をたましっている。医者の教育が悪い。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
70	第4章	女性 インターネット等による人権侵害	あやまることができない大人の女性がいてびっくりする。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
71	第4章	高齢者 インターネット等による人権侵害	証券会社の女性職員に財産を減らされ電話口で笑い嫌がらせをされている。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
72	第4章	子ども	あいさつができない子どもがほとんどでびっくりしています。あいさつできる子に育てましょう。	その他	御意見の趣旨は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
73	第4章	外国人	今回、ヘイトスピーチに対する市の姿勢を明確に打ち出したことは、大変良かったと思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めていきます。
74	第4章	性的少数者	性自認上のマイノリティ(トランスジェンダーなど)に対する具体的な取組が不足しているように感じます。外国人に対するヘイトスピーチを容認しないという表明と同様に、性自認上のマイノリティの存在を否定し、脅かす言動に対しても明確な姿勢を示して頂きたいと思ます。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き本指針に基づき、性的少数者への支援や市民の理解拡大に関する施策を推進してまいります。
75	第4章	外国人	差別をなくしていくためには政府や行政からの強いメッセージが必要です。そのためにも「人種差別撤廃委員会による総括所見」(2018年8月30日)などを載せ国際社会の動きや勧告などを知らせることも大切だと思います。2018年の総括所見には在日コリアンに対するヘイトスピーチなどでも勧告がされていますが地方参政権や公務員の国籍条項などにもふれています。公権力行使や公の意思形成に携わることができるという勧告は大変重要ですが自治体にとって都合の悪い勧告にならないというのはナンセンスです。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
76	第4章	その他の課題	法律や制度が未整備の課題(フェアトレードなど)は、市の施策ではないので、コラム等でわかりやすく解説をお願いします。	参考	いわゆる「ビジネスと人権」「SDG's」については、「第1章 人権施策基本指針の位置づけ」の「3 人権問題に対する基本認識」において記載しています。
77	第4章	性的少数者	パートナーシップ宣誓制度は、事実婚まで含めたことを評価しています。	その他	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、制度を着実に運用してまいります。
78	第4章	障害児・障害者	(個別、些事にて恐縮ながら)ハンディを負っていることを「かくれ蓑」として逆に強い態度になる人たちがいます。こういう側面をどう考えておけばよろしいでしょうか。日常生活ではトラブルの種になりがちなのですが。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
79	第4章	子ども	児童虐待をめぐり、令和3年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例」について画期的な改正がなされました。「取組状況」の中で、この点についても触れるべきではないか。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。
80	第4章	性的少数者	SOGIに関する記述はあるものの、全体を通して「少数の特別な人たち」と感じさせる記述に若干の違和感がある。5年前はLGBTで良かったと思うが、性自認や性的指向に対する考え方は、5年間で大きく変わってきており、今後も変わっていくと思う。性のあり方は十人十色で、一人ひとり異なる個性の一つという捉え方が必要であることについて、SOGIの記述に加えて明記したらどうか。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。

81	第4章	高齢者 障害児・障害者 外国人 職業差別 ホームレス 性的少数者 犯罪被害者等	全体的になりますが、人権を守る上で必要最低限な住む場所の確保についての対策が不足しているように思いました。 高齢者の母親が一人で賃貸に住むために不動産会社に行ったのですが、担当者から高齢者だからという理由で断られたことがあります。 担当者は、仕事上の都合で判断したのかもしれませんが、断られた本人はかなり嫌な思いをしました。 不動産会社の判断基準が、人権につながることを意識してほしいことと、それを事前に防ぐ横浜市としての取り組みがあるとよりよい指針になると思います。	参考	高齢者の人権に関して、住宅への入居が困難であることは認識しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の市民・事業者への啓発や施策推進の上で参考とさせていただきます。 なお、高齢者等の住まいの確保にお困りの方の居住の安定確保を図るため、住宅セーフティネット制度を推進しています。
82	第4章	高齢者 障害児・障害者 外国人 職業差別 ホームレス	全体的になりますが、人権を守る上で必要最低限な住む場所の確保についての対策が不足しているように思いました。 高齢者の母親が一人で賃貸に住むために不動産会社に行ったのですが、担当者から高齢者だからという理由で断られたことがあります。 担当者は、仕事上の都合で判断したのかもしれませんが、断られた本人はかなり嫌な思いをしました。おそらくですが、高齢者だけでなく様々な人が住む場所を確保するのが難しいと思います。 不動産会社の判断基準が、人権につながることを意識してほしいことと、それを事前に防ぐ横浜市としての取り組みがあるとよりよい指針になると思います。	参考	高齢者の人権に関して、住宅への入居が困難であることは認識しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の市民・事業者への啓発や施策推進の上で参考とさせていただきます。 なお、高齢者等の住まいの確保にお困りの方の居住の安定確保を図るため、住宅セーフティネット制度を推進しています。
83	第4章	外国人	在日韓国人・朝鮮人に対する差別意識や外国人・外国につながる人々に対する差別解消を目指すことは前回の指針でも書かれているが、新たな事項として、令和3年2月に改定された「横浜市国際戦略」において、「社会の様々なところで生じる外国人に対する差別の解消に向けて、広報媒体や市民イベントにおける啓発等を通じて、多文化理解の取組を推進する」と位置付けられたことがある。「取組状況」の中でこの点も触れるべきではないか。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。
84	第4章	外国人	「取組状況」の中でヘイトスピーチ対策について明記されている点は良いが、「施策の方向性」では多文化共生に関わる取組に終始している。ヘイトスピーチを含む、外国人への差別の防止・解消に向けた取組についても位置付けて書き込む必要があるのではないか。	修正	ご意見の趣旨を踏まえ、内容を修正します。
85	第4章	女性	「施策の方向性」の表の右側に記載されている事項のレベル感が異なる。例えば、「相談支援の充実」だけでも、「ひとり親世帯、在住外国人への支援」は対象を、「横浜市DV相談支援センター」や「女性としごと応援デスク」は個別事業名の記載となっている。「〇〇に関する相談・支援」など対象や性質で書くのか、個別事業名を載せるのか、レベル感を統一するべきではないか。女性以外の分野でも同様のことがいえる。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を修正します。
86	第4章	女性	「相談支援の充実」の項目に、女性起業UPルームなど「女性の起業・成長支援」や、性暴力・性犯罪被害に関する相談、性差別等の相談など、第5次男女共同参画行動計画で「相談窓口」として挙げられている取組の記述がない。少なくとも男女計画との整合はとるべきではないか。他の項目も同様。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。
87	第4章	女性	女性以外の分野についても、「現状と課題」「取組状況」は、最近の社会情勢等を反映して記述が更新されているが、「施策の方向性」は、今の指針と変わらない。「現状と課題」や「取組状況」が変わっているのだから、それに合わせて「施策の方向性」についても新たな事項の追加や記述内容の修正などが必要なか否か、原案作成に向けて再度点検が必要ではないか。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、再点検を行い、できる限り整合をとるよう更新しています。
88	第4章	高齢者 外国人	1990年代から2000年前半に来日した日本人配偶者であった外国人女性は、日本人の夫と離別死別して、現在60歳近くになっている人も多い。長い日本の生活で、母国との縁が薄くなり高齢期に日本に定住する決断をする人も多く見かけられる。高齢者、外国人、生活保護などの条件があると、民間の賃貸住居を探すことが不可能である。理由として、生活保護への偏見、家賃保証会社での連絡人がいないことがある。断り方としては、「もしも体調が悪く入院、死亡したらアパートを責任をもって片付ける人がいないと困る」と言われる。入居差別は見えにくい形で行われている。身寄りのない高齢の人たちの見守りのシステムを作って、差別をさせない体制を作ること、生活保護受給者への偏見を取り除くアドボカシー活動を行う(コロナ禍ですすみつつある)ことを提案したい。	参考	高齢者や外国人の人権に関して、住宅への入居が困難であることは認識しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
89	第4章	外国人 感染症・疾病	感染症は国籍、在留資格、その人の社会的立場に関わらず感染していくというものである。横浜市は、外国籍人口が多い自治体であり、住民票のみでその人たちを把握するのは困難である。住所確認できるものを利用して、予防対策を積極的にしていくこと。また、疾患や労働災害などの医療で健康、命に関する行政サービスは命を優先して、入国管理局への通報を除外すること。命への差別を撤廃するため、「国際都市として」横浜市の方針を明確にする。	参考	外国人の人権に関して、外国語で対応できる医療機関の少なさや、日本人と同等のサービスの受けられないなどの問題があることは認識しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
90	第4章	子ども 感染症・疾病 インターネット等による人権侵害	チェックを付けた3点に特に関心があります。この項目に限らず、マイノリティと言われる方々もマジョリティと同様の人権を保持しています。市が指針を定め、これに沿って施策を実行していくこと、市民に人権啓発を進めていくことは社会の基盤や土台を固めていく重要な事柄と考えます。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、今後も本指針に基づき、施策を推進していきます。
91	第4章	インターネット等による人権侵害	インターネットの普及は、新聞や雑誌、各種広報媒体などの紙媒体と比べて、即時性に加え、その発信力や注目度が高まり、社会や世論への影響度が上回ってきている。一個人が全世界に発信できることから、その利用方法は十分理解するべきである。視る側として書かれている情報が果たして正しいものか、吟味できる目も必要になってくる。意識調査でも関心の高さが表れているが、今後は若い世代に向けて、インターネットによる人権侵害の課題認識について、重点的に取り組んでいく必要があると思う。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、人権施策基本指針に基づき、インターネットによる人権侵害の防止に向けた啓発をはじめ、施策を推進してまいります。
92	第4章	感染症・疾病	新型コロナウイルス感染症を巡っては、ワクチン接種の有無による不平等な取り扱いや、ハラスメントなどの状況が見られる。現時点における一時的な現象かもしれないが、向こう5年間のうちには、新たな感染症の発生で同様の状況が生じるおそれは想定できる。「現状と課題」の中で、新型コロナに関する記述の一環として、ワクチン接種の有無を巡る状況についても言及すべきではないか。	参考	ワクチン接種の有無を巡る状況については、様々な捉え方がありますので一概に記述することは困難です。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえ、情勢を注視していきます。

93	第4章	女性	国連組織による最終見解の主な内容について「性交合意年齢が13才のままであることは懸念で済む内容か考えてもらいたい。名古屋で父親に性暴力を受けた娘の事例が明るみに出たが、子どもたちの中には父親が異なる兄弟を持つ中学生などがいて性についての倫理的でない親に育てられている状況である。これを横浜市では懸念で済ませるか。	参考	国際組織による最終見解の主な内容については、外務省の公定訳を引用しています。なお、性交合意年齢の取り扱いを含む性犯罪要件に関しては、国の法制審議会において検討されていますので、その動向を注視していきます。ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
94	第4章	子ども	ヤングケアラーについて、いじめや虐待とあわせて課題として取り上げられていることは、当事者自身や周囲の人々の気付きもつながら、たいへん良いと思います。他の自治体では相談窓口を設けるなどの取組をしているようですが、横浜市としても、学校や区役所など関係している部署が情報共有しながら、連携して、実態把握や相談・支援などに取り組んでください。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき、関係部署が緊密に連携しつつ、取組を推進していきます。
95	第4章	ホームレス その他の課題	タレントが、生活保護を受給している人やホームレスの人たちの人権を軽視し、差別を扇動する動画を投稿して問題になりました。直接的な暴力はもちろんです、このようなことが2度と起きないよう、人権教育・研修に取り組んでほしいです。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき、人権教育・研修はじめ施策を推進していきます。
96	第4章	女性	災害時に女性の人権がなおざりにされやすい現状について触れてもらいたいです。例えば、避難所では男性中心の運営がなされ、女性のニーズは汲み取られなかったり、重要なことだとみなされず、後回しにされたりすることが多々起きています。	参考	近年、他の地域で発生した災害での避難所生活において、女性に対する十分な配慮が行き届かない状況もあったことを踏まえ、本指針の114 災害に伴う人権問題に、防災計画において、女性の参画の促進などを定めている旨を記載しています。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針に基づき、施策を推進していきます。
97	第4章	性的少数者	「現状と課題」の中で、「周囲に伝えられない(カミングアウトしていない)人も多く、その存在が可視化されていないのが実情です」とありますが、可視化できるように理解を深めていく必要があるとの文意には違和感があります。偏見や差別を怖れて言い出せないことで、存在しないものとされることが問題なのであって、可視化するかどうかは本人の勝手ではないでしょうか。横浜市がカミングアウトを奨励しているかのような誤解を与える表現は適切ではないと思います。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
98	第4章	障害児・障害者 職業差別	日本の中で、昭和の時代に良しとされていた職業が依然としてよいものとされている風潮がなかなかなくなるのを危惧しています。特に軽度の発達障害などを持つ方は所謂会社勤めよりも力を発揮出来る場がある可能性も高いため、職業の貴賤という考えのない社会づくりが必要と感じます。特にYouTuberやeスポーツプレイヤーなど、新しい自由業に対する偏見は根強くあると感じます。子どもの自由な職業選択のため、親世代も含めてあらゆる職業に関する差別がなくなるよう、啓発などをさらに進めていただければとても嬉しく思います。	参考	障害児・障害者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないことや、職業によって人物の評価がされることなどの問題があることは認識しています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき施策を推進していきます。
99	第4章	障害児・障害者	「障害」を社会の側の課題として捉える視点を持ち、障害者の権利を擁護する施策を推進に対して、外観からでは障がいの有無が分かることが不可能な人への目配り、気配り、心配りが求められていると感じている。引き続き、対象者に寄り添う気持ちを持ちつつ、細やかに課題解決に向けた取組みを推進していただきたい。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針に基づき、障害者の権利擁護をはじめとする施策を推進していきます。
100	第4章	高齢者	「多様な主体との協働」には、すでに「認知症についての正しい理解と、認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくり」と記述されています。この部分については、修正の必要はないのですが、近年、認知症の課題では若年性認知症の人の人権問題は大きくなっています。そこで「若年性認知症についての社会的理解と支援の推進」等の表現で1文加筆するの必要を感じます。最終付録の用語解説には「認知症」の中に、若年性認知症について説明を起こしていただいており、その理解は承知していますが、若年性認知症を「人権課題への取り組み」へ記述するよう望みます。	修正	ご意見の趣旨をふまえ、内容を追加します。
101	第4章	子ども インターネット等による人権侵害	秋篠宮眞子様が結婚し皇籍を離れた。一部報道やSNSでは誹謗中傷があり、心を痛めたであろう様子に心苦しく感じた。これは明らかに人権侵害である。昔なら有名税であり、中傷も一過性のものだが、最近はデジタルタワーで消えることがない。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針を踏まえ、インターネット等による人権侵害の防止をはじめとする施策を推進していきます。
102	第4章	高齢者	(高齢者について質問) 現状信託銀行など有料で事業として高齢者対応をしていると考えます。これらの民間との切り分けはどのように対処するのでしょうか。	参考	高齢者の権利を擁護し、安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の責務の一つです。民間事業者が御指摘のような事業を実施していることは承知していますが、分担ではなく、連携していくことが必要と考えています。ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
103	第4章	障害児・障害者	パラリンピックは成功したと考えます。もっと進めましょう。	その他	ご意見については、担当部署にお伝えしました。
104	第4章	外国人	横浜は外国人が多いです。市の権限を越えると思いますが外国人を技能講習生として来てもらうのではなく、日本の文化や仕組みについて講習して日本国籍を得て働いてもら。この形、仕組みに進めていってほしいです。	その他	技能実習生や移住外国人などに関することは、国の動向を注視していきます。引き続き、本指針に基づき、日本人も外国人もともに地域社会を支える多文化共生社会をはじめ、施策を推進していきます。

105	第4章	性的少数者	パートナーシップ宣誓制度についての提案。あまり知られていないと思われます。広報よこはまや広報雑誌「横浜」で取り上げてはいかがでしょうか。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、様々な広報媒体を活用して周知に努めてまいります。
106	第4章	インターネット等による人権侵害	児童からやらないといけないと考えます。小学校副読本「わたしたちの横浜」に記述するのが一案です。現状高齢者、子ども、障害のある人、バリアフリーには記述があります。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
107	第4章	部落差別(同和問題)	(現状と課題) 2020年度の「人権に関する市民意識調査」での同和地区出身者との結婚に反対されたときの対応についての設問で、「1割を超える人が結婚しない」という結果となりました。」とあるが、さかのぼると1993年11.9%、2005年23.4%、2015年26%でかなり上昇傾向がみられた。今回は新たに「わからない」という項目を設けそれが、27.5%という高い数字になったために、これまでの継続したデータの利用することができなくなった。そこで、「わからない」という設問をどのように理解するかを含めて、研究者を交えて検討する必要がある。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
108	第4章	部落差別(同和問題)	(現状と課題) 「身元調べ」に関する「意識調査」の結果と合わせて、部落差別に関する市民意識の現状を考えるとときに重要な指標であるので、ていねいに実施している「市民意識調査」の結果を専門の研究者の意見なども聞きながら検討する必要があると考える。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
109	第4章	部落差別(同和問題)	(施策の方向性) インターネット上の差別の実態調査については、国や県に任せるのではなく横浜市が自ら行うべきである。モニタリング事業は、結果だけでなく実行するプロセスも重要である。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
110	第4章	部落差別(同和問題)	(施策の方向性) 教育の中で、部落差別問題は、行政職員研修に比べて、もっと時間をかけて取り組む必要がある。子どもたちにどのように教えていのかという課題がある。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
111	第4章	部落差別(同和問題)	(施策の方向性) 市民の取り組みとして、生涯学習の中でどう取り組むのか、また「行政・市民、地域・事業所・団体などの連携による啓発の取り組みについて、特に、市民などへの情報発信の場として、人権啓発センターのような「場」を設ける必要がある。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、市民への効果的な情報発信について、引き続き取り組んでいきます。
112	第4章	部落差別(同和問題)	(施策の方向性) 横浜市は、職員の人権研修はかなりの成果を上げているが、市民に対する働きかけは、具体的なものが少ない。広報よこはまの市民特集が目立つ程度である。積極的に意欲のある市民に対する学習の機会を増やすなどの取り組みを通して、市民の啓発の効果も期待できる。	参考	今後も本指針に基づき、啓発や施策を推進してまいります。
113	第4章	部落差別(同和問題)	(施策の方向性) 多様な主体との協働の中でも、市民の具体的なイメージを明確にしてほしい。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
114	第4章	子ども その他の課題	子どもは親の言うことを聞かないと生きていけない状況にあります。ワクチン接種は受けたくないのに親に受けさせられる例が多発しています。ワクチン未接種である子を拳手させる教師も存在します。これも市がワクチン接種者を優遇する政策をとるため、親や教師が世間の目を気にしてそれに準じている者と思われる。ですのでワクチン接種者を優遇する措置は全て辞めるべきです。特に20歳以下の子供にコロナワクチン接種は中止すべきと考えます。治験中のコロナワクチンを進める機会があること自体人権侵害です。私たち人間をモルモット扱いするのは人権侵害です。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
115	第4章	その他の課題	10月12日の東京地裁におけるワクチン訴訟で、裁判長はマスク着用は任意と認めました。ですので、マスクは外していいのです。本来マスク着用は任意のはずです。だがしかし、企業や学校ではほぼ強制的につけさせられている事象が発生しています。アレルギーや既往症でマスクがつけられなかったり、マスク着用により耳から血を出している方もいる方の人権が尊重されていません。マスク着用しないこと、あるいは鼻まで覆うことをしないということで、会社や保育園や介護施設で働いている方が解雇処分を受けたりする事例が発生しています。マスク着用しない子どもが教師から成績に影響するぞと脅されたり、いじめに遭ったりしている例も多発しています。横浜市はこのようなマスク着用における差別いじめを絶対に許さないという姿勢を見せる必要があります。横浜市のホームページや広報・そして企業・学校にマスク着用は任意であり、つけたくない、あるいは付けられない人の人権を尊重しましょう。と通達してください。マスク着用強制は強要罪であることを横浜市は市民に周知ください。マスク着用の有無によって、就職や就業に影響を及ぼさないよう、横浜市は、「マスク着用の有無による差別を禁止する」ことをホームページや広報・そして、学校企業等に通達してください。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
116	第4章		1市の推進体制に追加 行政機関として位置づけ、人権政策を定着発展させるために「横浜市付属機関の設置及び運営に関する要綱」に基づいた「人権審議会(仮称)」を設置します。	参考	被差別当事者団体、人権問題に取り組む団体・NPO法人、学識経験者で構成する「横浜市人権懇話会」を開催し、継続的に意見交換を行い、施策に反映しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
117	第4章	職業差別	職業差別は、他の自治体の人権指針ではあまり見ない項目で、文章も練られていて良いと思います。	賛同	ご賛同ありがとうございます。指針改訂に向けて、引き続き努めてまいります。
118	第4章	インターネット等による人権侵害 その他の課題	提案ですが、インターネット等でのいわゆる炎上案件が増える中、一度「悪者」の烙印を押された人がその後も繰り返し言及され、ある意味、前科がある人よりも「差別」され続ける問題について取り上げるのはいかがでしょうか。	参考	インターネット等による人権侵害として、匿名による気遣い、急速な拡散、削除困難に加えて、反復性もあることは承知しています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、インターネット等による人権侵害の解消はじめ、施策を推進していきます。

119	第4章	子ども	この文章について、教育委員会事務局等にも見ていただきながら内容を作成しているということで良かったでしょうか。 「いじめ」について、5年前よりも3倍以上になっている深刻な問題であると記載しているものの、文章があっさりしている印象を受けます。	参考	いじめが深刻な問題となっていることは認識しています。子どもの人権に関わる課題は多岐にわたるため、現状と課題を概括的に示すにとどめていきます。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、子どもの人権をはじめ、施策を推進していきます。
120	第4章	部落差別(同和問題)	これまでの指針や法務省において、「同和問題(部落差別)」と表記しているのに対し、今回は「部落差別(同和問題)」と変えたのは何か理由があるのでしょうか。(法に寄せた?) 両者の言葉の違いについては読み手も分からないと思うので、それぞれの考え方や、簡単に説明できれば、資料「用語解説」に追記するのも良いのではないかと感じました。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
121	第4章	部落差別(同和問題)	令和3年9月27日に、「示現舎が行ったインターネット上の被差別部落の地名記載等はプライバシー侵害と認められる」との東京地裁の判決について、「現状と課題」に触れても良いのではないかと感じました。 ※あまりに最近の内容であり、示現舎側も控訴するとコメントしているようなので、盛り込むには時期尚早という判断なら納得です。 ただ、特定の固有名詞を出さなくても、違法と認められたケースがある、という紹介をするのも良いのではないかと感じました。	参考	御指摘の東京地裁の判決は承知していますが、控訴され、係争中の段階ですので、今回改訂での記載は見合わせたいと考えます。引き続き、裁判の動向を注視していきます。
122	第4章	障害児・障害者	・正しい精神疾患に関する系統的な教育の実施 ・事件報道による偏った精神障害への誤解が無理解、偏見を助長するようなメディア報道のあり方に憂慮している。 ・メンタルヘルス(精神疾患)は特別なものではなく誰でもかかる可能性のある自分ごと的なものです。それを広く知って欲しい。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
123	第4章	子ども	中学校在学時、教師から「俺はお前の目つきが気に入らない」と言われたことがある。その場に居合わせて何人かの教師は皆口を閉ざし、学年主任は先の意見に同調した。ヘイトをかばったのだ。学校は腐っている。いじめが無くなるのはその根源が教師にあるからだと言ってよい。いじめられる方が悪いという考えは間違っている。	その他	御意見は、横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、趣旨については、担当部署にお伝えしました。
124	第4章	その他の課題	「刑を終えて出所した人」のみならず、昨今話題の「犯罪加害者家族」についても取り上げてみてはいかがでしょうか。	参考	「その他の課題」の記述の中で、事件や事故の加害者の家族や周囲の人たちに、批判や好奇の眼が向けられるといった問題があることは触れています。現在、市の実施事業はありませんが、ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
125	第4章	感染症・疾病	「元患者」と「回復者」とが使用されていますが、使い分けのポイントは何でしょうか	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
126	第4章	犯罪被害者等	取組状況で条例制定が紹介されていますが、「取組」について記載したいのであれば、条例を策定して何をしているのかを記載すべきではないでしょうか。 職員研修と市民向け啓発はともに「研修・教育・啓発の推進」の取組なので並列に記載した方が分かりやすいと思います。	既合	条例に基づく取組については、カウンセリングや窓口に関する情報の提供等を行っている旨を記述しています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、支援制度の周知に努めていきます。
127	第4章	子ども	学校での教師による差別発言。特定の国や民族を名指してその属性でもって批判することは、他の生徒たちとの分断を生み差別を助長する。受けた相談は、「中国人はうるさい」「30年前だったらお前ら中国人を蹴っているところだ」など、授業中、クラス全体がうるさかったことに対する発言だが、クラスには5人しか中国人はいない。このようなケースに対して、市としてどのように対応するのでしょうか？教育現場に対しては他よりも徹底した「啓蒙」「教育」を指導すべきかと思えます	参考	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
128	第4章	犯罪被害者等	犯罪に遭われた被害者及びその家族、遺族への支援は何よりも大切と考えるが、加えて、犯罪加害者の家族に対しても支援が必要ではないかと考える。身内が犯した罪を代わって償わなければならない、社会生活に大きな支障が生じる可能性もあり、加害者の家族も被害者になりうると考えるため。	参考	現在、市の実施事業はありませんが、ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
129	第4章	性的少数者	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方々を、本来的にはLGBTやLGBTQといった言葉で括ってしまうのは、正しい理解をすることは繋がらないと考えております。やはりどうしても「LGBT」という頭文字をとって呼称がされてしまうと、レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーというそれぞれ個とした4類型の方がいるという認識を持つことになってまいとうふう感じております。実際のところは記載のとおり、4つの類型に当てはまらない方も存在していれば、相互に組み合わさって自分の性的指向ないし性自認を持っていらっしゃる方というのも耳にしたことがあります。必ずしも括りしなければならないというのも当事者の方からしたら嫌悪される方もいらっしゃるかもしれませんが、社会問題・人権問題としてこの問題を捉える際に、何かこのLGBTに変わる多様性を表した言葉といったときには、「SOGI」というのがこれに該当してくるのだと考えられます。この性の多様性というのは、諸外国の動向からみれば日本は後進国としてかなり遅れをとっているといえますが、「異常」「異質」といった以前の社会の認識に比べると、最近の動向を見る限り議論は進んでいく方向にあるのだと感じております。特に札幌地方裁判所の同性婚違憲判決というのは、メディアにも取り上げられ、話題になったところでもあります。また、先日の自由民主党総裁選においても、夫婦別姓と並んで討論の論点となるなど、社会の関心が高まり、一つひとつの言動に敏感になってきているのではないかと感じることができます。ただ、その一方で、いまだに同性婚が実現されていないように、憲法24条にある「両性」というのが、当然に異性を恋愛の対象とすることが当たり前になっていて、婚姻ができないことでおよそ「配偶者」に認められる税制上の優遇はじめ、病院での面会など、「配偶者」、「家族」といったところに同性パートナーが排除されてしまっていて、一部の一時的な被害だけではなく、その人の人生に関わる日常生活においても多大なる影響を及ぼしています。その実際の影響といった部分から目を逸らして、議論することは適当ではないと考えております。 最近では、記載のとおり、各種申請書類等についての性別記載欄の削除や、民間企業においても、男性、女性だけではなく別枠も設ける企業というのを多く拝見しております。これは書類等のあり方を改めて考える機会になるのではないかと考えています。具体的には、「果たしてこの書類あるいは面接等で性別を聞く必要があるのか」という点であります。何か性別を聞くことに対して誰もが納得できるような合理的な理由というものがあればまだしも、ただ単に定型として聞いている、今までの慣習として聞いていたから当たり前のように聞いているといったことはやはり多様性を認める現代において改めて考えなければならないことではないかと考えております。そういう大半の方は当たり前だ、普通だと思っていることでも、何気ないところで性的少数者の方々を傷つけてしまう可能性というのは大いに存在します。些細なところでも当事者の立場になって考えられるような社会というものを実現するために、私自身も気をつけたいところでもあります。	参考	広報よこはま11月号の人権特集においても、「性のあり方は十人十色」として、性のあり方の多様性について啓発しています。また、性別記載欄の取扱いについては、横浜市では、平成16年より、性別記載欄を削除する等の取組を実施しています。また事業者の皆様に対しても、性的少数者への理解促進に向け啓発を行っています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、施策を推進してまいります。 なお、同性婚や夫婦別姓については、国において議論すべきものと考えます。

130	第4章	性的少数者	「横浜市パートナーシップ宣誓制度」に関しましては、貴所はじめ首都圏を中心とする約三十箇所インタビューをさせていただきました。2015年渋谷区がパートナーシップ制度なるものを導入してから約6年経った現在、100以上もの自治体が導入しているものになりますが、その中で私なりに課題もあるのではないかと感じております。具体的には1.制度の対象者2.要綱か条例か3.自治体間連携4.制度の利用のしやすさ5.制度の効果が挙げられると考えております。特に当事者の方の観点から申し上げますと、1、3、4、5というのは今後を考える上でも重要な視点であると感じております。1.制度の対象者とは、文字通り宣誓を受けられる対象となるかを表しています。自治体によって事実婚を含むのか含まないのか、性的少数者の定義を限定しているところもあれば広く捉えている自治体もあり、それに伴って制度設計というも多様になっています。それだけ制度設計が異なれば、転出や転入の際に手続が簡略化されるという3.自治体間連携というのも困難になりますし、実際にある地域とある地域は毎年流動が盛んであるにもかかわらず、制度設計上連携が難しいといった声も聴いております。そうすると、4.制度の利用のしやすさにも関わりますが、当事者の方にとっては本来人権として尊重されるべきことなのに面倒な手続をしなければならぬということになってまいります。また、5.制度の効果という面で、法的に保障されるものではないので、果たして当事者の方にとって有効的な制度になっているのかという観点は、当指針第2章(5)人権尊重の観点から、あらゆる施策・事業を常に点検・検証する」という記載もありましたが、今後検討していかなければならない事項ではないかと感じております。それでも、やはり現行憲法上同性婚が認められていない、社会の認識として未だ問題意識がそこまで高くないという状況を鑑みれば、貴所はじめ自治体独自のパートナーシップ制度というのは、当事者の方だけでなく社会問題、人権問題の一つとして考える社会的に大きな制度だと考えておりますので、「家族のあり方」「パートナーとのあり方」という大きな観点から、多様な視点で運用がなされていくことを切に願います。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき、パートナーシップ宣誓制度の着実な運用を進めるとともに、性的少数者への理解拡大をはじめとする施策を推進してまいります。
131	第4章		冒頭にあります「人権問題は、市民共通の問題である」といった意識がまさに大切であると感じております。個々の人権問題というのは様々で抱えている課題というのも違ったものでありますが、そこでやはり私たち同じコミュニティーにいる構成員のひとりとして考えなければならぬことは、地域全体の問題として捉えるところにあると考えております。すべてにおいて理解していただきたいというのは、価値観を植え付けることにもなり、適切ではないかもしれませんが、しかし、正しい認識をした上で、そこに問題意識があれば、行動していくといったことが大切であると感じております。それ自体は大きなことでなくても、声をあげることでより良い制度設計につながることや、当事者の方々に寄り添っていった心身のケアということでも、社会全体としての意識は変わっていくと存じます。今回の「横浜市人権施策基本方針改訂素案」、そしてそれに基づいてなされる取組を通して、横浜市の人権問題に対する意識といったものが高まることを願い、それが全国に波及して誰もが自分らしく暮らせるような社会というものを共に作っていただければと存じます。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
132	第4章	性的少数者	性的少数者や家族などの方たちが、横浜市内で暮らしやすくなるように、取り組みを積極的に推進していただきたい。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、性的少数者への支援・理解拡大をはじめ施策を推進してまいります。
133	第4章	ホームレス	生活保護の相談窓口の職員が、ホームレスの状態の人に対して、生活保護は施設への入所が条件であるという誤った説明をしないように、しっかりと職員に研修してください。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
134	第4章	性的少数者	近年、性的少数者の理解が進む一方で、正しく理解されていないことにより、トランスジェンダー女性に対してのヘイトスピーチが強まっていることで当事者が脅かされています。不当な差別的言動であるヘイトスピーチは重大な人権侵害です。6外国人と同様に、「10性的少数者」の項目の中に、公共施設におけるヘイトスピーチを未然に防ぐための内容の追加を望みます。	参考	市職員については、外郭団体・指定管理者も含め、毎年研修を行い、理解促進に努めています。ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き、本指針に基づき、性的少数者への理解拡大に向け、研修・啓発に取り組んでいきます。
135	第4章	感染症・疾病	日本国内のHIV感染者の約7割が男性同性間による性的接触ですので、有効的な対策が進むように、「7感染症・疾病」の「対策の方向性」の中に、MSMが検査・相談をしやすくなるための対策を盛り込むことを望みます。	参考	対象を特定した対策を記載することは差別を助長するおそれがあり困難です。引き続き、御意見の趣旨も踏まえて、HIV等の正しい理解の上に立った対応を進めていきます。
136	第4章	その他の課題	拉致被害者等にある、在日韓国人、朝鮮人等の方々に対する差別的な見方に繋がらないよう啓発に努めていきます。について、しっかりと取り組んでください。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
137	第4章	外国人	横浜市内に住む外国人のなかには、昨年来続く新型コロナウイルスの感染拡大ともなって実施された給付金やワクチン接種等の行政サービスの情報を受け取ることができなかった方がいることが、外国人を支援しているNGO、NPOへの相談から明らかになりました。横浜市では今後ますます外国籍住民の増加が予想されます。行政サービスに関する情報発信を多言語化することに加えて、ぜひ、さまざまな行政サービスや労働相談、教育相談、法律相談等に関してワンストップで対応できる在住外国人向けの相談窓口を設置されるよう望みます。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
138	第4章		指針改訂に先立って実施された市民意識調査において、最も関心のある人権課題となった「インターネットによる人権侵害」に関連して、素案49頁「施策の方向性」「調査・実態把握」の欄に、「県が実施するインターネット上の差別的実態調査結果等による把握」とありますが、県が実施しているインターネット上の差別に関する調査は、「ヘイトスピーチ」と「部落差別」にかかわるもののみと承知をしています。そのほかの人権課題にかかわる差別書き込み等について、ぜひ横浜市独自にモニタリング調査を実施されるよう期待します。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
139	第4章	部落差別(同和問題)	横浜市人権施策基本指針(改訂素案)概要版の第4章 様々な人権課題への取組の部落差別(同和問題)の項目の表現について (1)部落差別(同和問題)について 今日まで、神奈川県をはじめとした行政は同和問題解決の進捗に沿って、同和問題の表題の記述は「同和問題」か「同和問題(部落差別)」のどちらかでした。横浜市も同和問題解決の進捗に従って「同和問題」と記述し、「部落差別」という用語は使用していません(平成23年10月改訂版)。同和問題の表題は「同和問題」とすることが横浜市のこれまでの努力を無にしないことだと考えます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
140	第4章	部落差別(同和問題)	(2)「部落差別(同和問題)に対する理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。」について ①上記文章の部落差別(同和問題)を「同和問題」とすることを要望します。 ②上記文章の「差別意識」について、「意識」は「観念」なのでどのような人権侵害問題でも100%解消することは困難です。同和問題だけに「差別意識」という用語を使用するのは異常であり、横浜市のこれまでの努力を無にすることと考えます。 よって、下記のように手直しすることを要望します。 「同和問題に対する理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。」	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。

141	第4章	部落差別(同和問題)	(3)「部落差別(同和問題)に対する理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推進します。」の内容について 調査・実態把握の「国、県が実施するインターネット上の差別の実態調査等による把握について、「…インターネット上の差別…」という記述は間違いです。「…インターネット上の差別表現…」と記述することを要望します。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
142	第4章	部落差別(同和問題)	「横浜市人権施策基本指針(改訂素案)」について (1)5 部落差別(同和問題)という表題について 今日まで、神奈川県をはじめとした行政は同和問題解決の進捗に沿って、同和問題の表題の記述は「同和問題」か「同和問題(部落差別)」のどちらかでした。横浜市も同和問題解決の進捗に沿って「同和問題」と記述し、「部落差別」という用語は使用していません(平成23年10月改訂版) 同和問題の表題は、「同和問題」とすることが横浜市のこれまでの努力を無にしないことだと考えます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
143	第4章	部落差別(同和問題)	(2)現状と課題(28頁) ①1行目:現在「同和地区」という用語は使用していません(法務省)ので、「(同和地区)又は「被差別部落」ともいう。)は記述は正解ではありません。事実にも則した記述を要望します。 「…として続いている差別問題です。」も不正確な記述です。「…として続いてきた差別問題です。」に変更することを要望します。 ②9行目～13行目:「その結果、…いる現実があります。」 現在、同和地区(被差別部落)は存在しません。当団体は1975年から県内33の地域を定期的に訪問し、様々な調査をしてきました。誰がそこに住んでいたか、転出したか、何があったか、なかったか等を知っています。当団体の調査では33の地域で過去30年間に教育、就労、生活課題等で具体的な人権侵害は発生していません。 ・10行目:「…とする差別は、今なお残っています。」という記述は、不正確で正しくありません。現在の事実にも則した記述することを要望します。 ・13行目:現在「出身者」も存在しなくなりました。「出身者」という用語の使用は誤りであり正しくありません。現在の事実にも則した記述することを要望します。 ③14行目～28行目: ・「部落差別解消推進法」は必要であればの理念法であることの記述が抜けていますので、記述を要望します。 ・19行目:「…一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っているということなどが部落差別の実態としてあげられています。」について 同和問題における「意識調査」の同和問題の現状の説明と設問が現実の事実をかけ離れている説明と設問になっており、そこから導かれる結果に意味はありません。「意識」は「観念」であり、実態ではありません。市民に「思い込み」や「偏見」を提供する記述の訂正を要望します。 「意識調査」は、あくまでそれぞれの人の意識の調査であって、心の中で何を考え、思っているも偏見や差別する意識があっても、発言や行動に表れない限りそれは内心の自由です。 様々な分野での人権侵害についての意識調査で、100%偏見や差別する意識が解消されるということはありません。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、部落差別解消推進法では「現在もなお、部落差別が存在する」(第1条)と明記されています。
144	第4章	部落差別(同和問題)	(3)取組状況(29頁) ①現在、同和地区(被差別部落)は存在しませんので、記述の訂正をお願いします。 ②「部落差別解消推進法」は必要であれば理念法であることの記述が抜けていますので記述を要望します。 ③「最近のインターネット上の新たな差別事件」の記述は、意味不明で理解できません。「最近のインターネット上の新たな差別表現」ならば理解できます。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
145	第4章	部落差別(同和問題)	(4)施策の方向性(29頁) この項目は、1.横浜市人権施策基本指針(改訂素案)概要版の第4章 様々な人権課題への取組についてで述べました。	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
146	第4章		概要版3ページの意識調査の結果を踏まえ、「感染症・疾病」を強調させたり、各人権課題の掲載順を見直したりしてもよいのではないかと。	参考	人権課題の掲載順については、従前の指針や他都市の指針・計画との比較のしやすさ等を考慮し、法務省の整理に準拠しています。ご意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。
147	第4章	感染症・疾病	2021年より始まった新型コロナワクチン接種において差別が起きているので人権上の問題として追加して取り上げて欲しいです。新型コロナウイルス感染症により人権上の問題が発生したようにワクチン接種においても差別が発生しています。ワクチン接種は任意であり「予防接種法及び検査法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」にも「新型コロナウイルスワクチンの接種の判断が適切になされるよう、ワクチンの安全性及び有効性、接種した場合のリスクとベネフィットその他の接種に必要な情報を迅速かつ的確に公表するとともに、接種するかしないかは国民自らの意思に委ねられるものであることを周知すること。 二 新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないことを広報等により周知徹底するなど必要な対応を行うこと。 とありますがこの付帯決議だけでは差別を解消するのに充分ではありません。 施策として「ワクチン接種における差別禁止条例」を策定して欲しいです。 「新型コロナワクチン接種」とせず「ワクチン接種」としたのはこれから新たな感染症またはインフルエンザウイルスに於いてもワクチン接種が努力義務となった場合を考えてのことです。施策の方向性は感染症・疾病と同様のことが多いです。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。

148	第4章	感染症・疾病	<p>市民・マスコミ等に対して啓発することその為の市職員に対する正しい知識の普及。 現在市民はテレビなどマスコミからの情報を得ることが多いのでマスコミに正しい情報を報道してもらうことが必要です。 しかしながらマスコミでは厚労省のHPにあるようなリスクがほとんど報道されず厚労省のHPにあるような死亡・副反応をリスクと感じてワクチン接種しない人への理解不足があります。 またマスコミの過剰なコロナ感染症の報道やワクチン万能のような印象操作でワクチン接種しない人が感染を広げ周囲に病気を振りまき感染症の収束に協力しない自分勝手な人と誤認されている向きもあります。 また報道機関がワクチンの危険性を訴える医師や研究者を一律デマを称してまとも報道しないので市民に分断が起っています。これについては報道機関がワクチン推進派と慎重派、否定派の医師や研究者を生放送で討論するという企画をやって欲しいという声が多いです。1自治体の範囲を超える施策ですが一番効果が高いと思います。</p> <p>マスコミだけでなく厚労省が作った、サッカー選手が周りの人のためにワクチン接種します、とか「おもしろいワクチン」などは自分の身体に入れるものは自分で決めるという自己決定権を尊重してません。 また横浜市ワクチン接種推進キャンペーンなどはワクチン接種した人が得をするというキャンペーンでワクチン接種者と非接種者の違いに根拠がないので差別に当たる上に市民に漠然とワクチン接種者＝良、非接種者＝悪、劣のイメージの刷り込みが起り、市民を差別に慣れさせてしまう恐れがあります。</p> <p>これら人権上の問題を引き起こす報道、広告、キャンペーンは即刻やめるよう申し入れて欲しいです。</p>	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
149	第4章	感染症・疾病	<p>医療従事者へのインフォームド・コンセントの必要性の啓発 現在の医師の接種者へのインフォームド・コンセントを見ているとも充分とは思えません。早く多くの人に接種することに囚われて十分な説明を受けていない人たちが多いためです。 また世界でワクチン接種が進む中当初では考えられていなかった効果や被害の情報が出てきましたが、接種する医師がその情報を十分に知らないことがあります。 これは大変なことなので厚労省、医師会は接種する医師に定期的に十分な情報を与えることが重要です。</p>	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
150	第4章	感染症・疾病	<p>学校、職場などでワクチン接種済か未接種かを問いたり調査することの禁止、またそれを理由として接種者と非接種者の扱いを変えることの禁止。 接種済かどうか聞かれることに苦痛や同調圧力を感じ自己決定権が尊重されていないと感じる、または意にそぐわぬ接種をしようとする可能性があります。接種していないために異動させられたり部活の大会のメンバーから外されることで社会から阻害されたと感じてしまうことがあります。</p>	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
151	第4章	感染症・疾病	<p>(ワクチンパスポート、接種証明について) ワクチン接種者と非接種者の差別をしないようワクチンパスポートまたは接種証明の使用は海外渡航の時のみとして欲しいです。自己決定権を尊重する人権上の配慮ですが、現在ワクチン接種のメリットは重症化しないことのみなので感染症の観点から考えてもワクチン接種者と非接種者の違いは無く、ワクチンパスポート、接種証明の提示は合理的ではありません。 このようなことを徹底するため学校や職場、飲食店、遊技場などに「STOPコロナ差別、コロナワクチン差別〜ワクチンパスポート、接種証明の提示は差別に当たります。」差別に悩んだら 0120-xxx-xxxx へのステッカーを貼るなどして欲しいです。そしてHPの相談窓口には「こんな悩みにはこんな解決方法があります」など相談をイメージできる具体例を載せて欲しいです。</p>	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
152	第5章		<p>学生に学校や課外場でSNSの利用について他人の意見を尊重することや頭ごなしに理由もなく感情的に否定的や言葉や乱暴な言葉を使わないように倫理を学ぶ機会を与えてほしいと思う。</p>	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、本指針に基づき、人権教育をはじめとする施策を推進してまいります。
153	第5章		<p>前回に比べて、市民や事業者に期待される役割が簡潔に記載され、わかりやすくなったと思います。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めてまいります。
154	第5章		<p>文章の案:2-(2)人権尊重の意識でなされる人事制度や企業活動は、働きやすい職場づくりにつながるだけでなく、社会全体の人権意識をも向上させます。また、人権尊重に主眼をおいたCSR推進は顧客サービスや企業イメージを向上させ、所在する市区町村の住民の暮らしやすさにもつながります。</p>	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
155	第5章		<p>概要版4ページの「めざす社会像」と「事業者に期待される役割」の言い回しが異なっていてよいか。</p>	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の改訂を進める中で参考とさせていただきます。
156	その他		<p>現代社会において、SNSの誹謗中傷などは社会問題になっているから、政令指定都市として、ほかの地区に遅れを取らない対応・対策をしてほしいです。</p>	参考	インターネットやSNSによる誹謗中傷等は深刻な課題と認識しています。引き続き、ご意見の趣旨を踏まえて、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
157	その他		<p>今回のような気軽にできる意見募集はたくさん行っていただきたいです。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。御意見の趣旨は、今後の取組に生かしていきます。
158	その他		<p>改訂素案概要版の絵ではマスクから鼻を出しているようで不愉快です。またマスクの色で性別を分けているようで不適切です。</p>	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考として受け止めます。
159	その他		<p>令和2年度のポスターは呼吸器や循環器の疾患を持つ者が哀れで青白く、敬ってあげるような極めて人権上問題のある絵です。これを人権の部署が作成しては大きな問題であると考えます。誰もが平等に、フラットな位置にいる社会を目指す視点が欠けています。障害者を区別して侮蔑しているポスターと感じます。当事者へよくヒアリングしてから印刷物を作成してください。</p>	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の参考として受け止めます。
160	その他		<p>新型コロナウイルス感染症がまん延して、残念ながらコロナに起因する様々な差別や誹謗中傷が発生してしまい、人権は他人事ではなく、身近な問題ならためて感じました。今回、全体を通して、新型コロナウイルスの話題に触れていただいたのは、大変良かったと思います。</p>	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添えるよう、引き続き、指針改訂を進めてまいります。

161	その他	人権条例については様々な意見があり、すぐに制定することは難しいと思うので、この指針が横浜市の人権擁護に対する姿勢や覚悟を示すとともに、市民や事業者に期待される役割も示すものとして、浸透するよう、広報・PRをしっかりやってほしい。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、市民・事業者の皆様へも浸透するよう、広報・PRに努めてまいります。
162	その他	広報・PRにあたっては、障害者はもとより、市内に10万人いると言われている外国人市民にも周知できるよう、日本語版に加えて、点字版、テキスト版などのほか、やさしい日本語版や外国語版も作成するなど、配慮すべき。また、カラー版の作成にあたっては、色覚障害にも配慮してほしい。	参考	ご意見の趣旨を踏まえて、外国人市民や障害者などに着実にお伝えできるよう、改訂版の作成の際に工夫してまいります。
163	その他	指針に沿って、政策を進められてください。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、今後も本指針に基づき、施策を推進していきます。
164	その他	分かりやすく作りこまれた素案だった。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、引き続き、改訂を進めていきます。
165	その他	しっかりしたエビデンスに基づく分析など、とても読み応えがありました。人権問題は時代とともになくなってくるものもある一方、形を変えて新たに生じてしまっているため、根本的な差別意識自体がなくなっていくよう、これからも啓発、教育などにご尽力いただくと嬉しいです。	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、引き続き、本指針に基づき、施策を推進していきます。
166	その他	「概要版」には「認知症」の文字が出ていなかった。(76ページの中にはありますが)概要版のみを見ている人には認知症がどこに当てはまるのか全く抜かれたものか不安になります。認知症の人はまだ公表できずに本人、家族もかくしたり偏見や侵害もあります。若年性はヤングケアラーになる。	参考	ご意見の趣旨につきましては、改訂版の概要作成の際に参考とさせていただきます。
167	その他	児童虐待はどまるところがない、子が犠牲となる痛ましい事件が報道されている。街中でも、母親が子に対して罵声を浴びせる場面を見かけることがある。兄弟姉妹の間では、上の子が下の子に暴力的言動を向ける。やはりきちんと教育を施すことが重要だ。だが、テレビを見ると、芸人が頭をたたいたり、いじめあったり。こんな場面を見せられたら人権感覚がずれてしまう。	参考	児童虐待やいじめが依然として深刻であることは認識しています。ご意見の趣旨を踏まえ、引き続き、子どもの人権をはじめ、施策を推進していきます。
168	その他	資料の中の用語解説が役に立ちました。市民の皆様にも、こうした用語解説集をお手元に届けることができれば人権問題を含めて行政の施策をより深く理解していただけるように思います。	賛同	ご御賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、今後も本指針に基づき、施策を推進していきます。
169	その他	現在60代ですが、以前に比べるとずっと人権は重視され改善したと考えます。	参考	一層の改善につながるよう、引き続き本指針に基づき、施策を推進していきます。
170	その他	主語が明確でない文章が散見する。市職員か教職員か市民か？です。ほぼ教職員だと思われませんが、もう少し工夫があると良かったです。	参考	ご意見の趣旨を踏まえ、より分かりやすく記述するよう努めていきます。
171	その他	子どもたちにマスクやワクチンを進めるのはもうやめてください。大人の事情で、成長期にあたる子供たちにマスク着用させるのは健全な成長を妨げます。相手の表情もよくわからないまま大人になる子供が増えていっていいのでしょうか。そもそもウイルスはマスクの穴を容易にすりぬけます。子どもは自然免疫をつけて大きくなるということを大人たちは忘れたのでしょうか。マスクはもともと奴隷を黙らせる・抵抗させない手段の為、使われた歴史があります。つまりマスク着用を子供に当たり前の様に習慣づけてさせているのは奴隷になれと言っているのと同じであり、人権を尊重していないこととなります。緊急事態宣言も終わりましたし、もうマスク着用の習慣は辞めるべきではないでしょうか。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
172	その他	様々な人権に対する理解を深めることが大事だと思う。そうした視点で関係する人たちと人権の話をするようにしていきたい。仕事に関して、都市間競争とか選ばれたまちづくりとかを進めていきがちだが、多様な人々が、人権尊重のもとに生活の仕方を選ぶまちづくりという考え方に変わることが大切ではないかと思うようになってきた。そのうえで、個人だけでは選ぶ行動が大変な人に対して支援する施策を考えていくことも大事だと思う。	賛同	ご賛同ありがとうございます。御意見の趣旨については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
173	その他	レイアウトなのか、理由をはっきりさせませんが、全体的に、前回の指針よりも読みやすい印象を受けました。より良い指針になりますように、応援しています	賛同	ご賛同ありがとうございます。ご期待に添うよう、引き続き、指針改訂を進めるとともに、本指針に基づき、施策を推進していきます。
174	その他	コロナワクチン接種している人だけ優遇され、打っていない人は優遇されないということの差別が既に起きております。これは徹底してなくす対策を横浜市は講じてください。具体的に言えば、今横浜市ではワクチンPLUSプレゼント・ワクチンPLUSサービスというような景品、特典サービスをつけて、コロナワクチン接種者に対する優遇をしています。横浜市がこのようなワクチンプラスキャンペーンをするということは、ワクチン接種者はよい人、未接種者はそうでない人という印象操作にあたります。この影響により、会社や事業者、学校などでの差別、いじめ等を増長する恐れがあります。「一歩踏み出す応援をします」と横浜市は書いていますが、そもそも治験中でワクチン接種後全国で1300人以上の死者が出ているコロナワクチン接種優遇措置をとること自体、横浜市民の人権を大事にしていることの実現です。ワクチンキャンペーンは即刻中止してください。ワクチンを打たない人はワクチンプラスキャンペーンの店には行きません。結果そのお店は売り上げが下がり、市に収める税金も減ります。ワクチンプラスキャンペーンをしたからといって経済効果は得られないです。そもそもコロナワクチン以外のワクチンでここまでモノや景品で打たせようとすることはありませんでした。何かおかしいのを感じます。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
175	その他	「STOPワクチン接種差別」「接種証明の提示は差別・人権侵害に当たり禁止です」「コロナワクチン未接種差別禁止協力店」のステッカーを飲食店やイベント会場等に横浜市として配布するようお願いいたします。	その他	ご意見の趣旨については、担当部署にお伝えしました。
176	その他	横浜市人権施策基本指針のホームページに「コロナウイルスに罹患している事、若しくは罹患している恐れがあること、又はコロナワクチン未接種者への差別禁止について」の専用ページを作ってください。そこに明確に「何人も新型コロナウイルス感染症に罹患している事、若しくは罹患している恐れのあること、またはコロナワクチン接種していない事を理由にして差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害、ひぼうそのほか権利及び利益を侵害することをしてはならない」と明記してください。	その他	ご提案の内容は、横浜市人権施策基本指針に対するご意見ではありませんが、今度の取組の参考とさせていただきます。

177	その他	<p>「全ての横浜市民の人権を大切に守り続ける」</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる差別を横浜市は許さない宣言をいたします。 男であること、女であること、あらゆる職業を尊重すること ワクチンを打つ、打たないといったことで優遇する、されないという差別を禁止いたします。 マスク着用する、マスク着用しないといったことで差別することや中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他の権利及び利益を侵害することを禁止します。 <p>「以上のことが守れない学校、企業、事業者、個人がいる場合、横浜市に相談対策を誠意をもって実施するものとする」と指針に書く。</p>	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
178	その他	「STOP人権侵害・差別」という横浜市独自のステッカーを作り、広報やホームページなどで周知すると指針に書く	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
179	その他	「誰もが持つ基本的人権を守り合う横浜市」というスローガンを掲げる	参考	ご意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
180	その他	平成29年1月の「横浜市人権施策基本方針改訂版」と今回の「横浜市人権施策基本方針改訂素案」を全て読ませていただきました。人権問題を普段から学んでいて改めて気づかされることや、各人権問題とそれに対する取組というところで、その先どう考えていくべきなのかという現状と今後といった部分で大変勉強になりました。	賛同	ご賛同ありがとうございます。引き続き、本指針に基づき、施策を推進してまいります。
181	その他	<p>●63ページの資料「差別をした経験」の図</p> <p>独身の項目に「※」があります。 こちらは「性的指向、性自認」の項目に「※」がある状態が正しいのではないですか。 図の下に「※ 前回調査ではいわゆるLGBT」と記載があるので、「独身」に「※」は誤りだと考えました。</p>	修正	ご意見の趣旨をふまえ、修正します。
182	その他	老人の介護中の精神障害者の私の家から料理のヘルパーさんを急に止めたことにより栄養バランスがくずれ、50回程おねがいに行ったり電話でおねがいしているのに、止めた理由も再度ヘルパーさんにも与えてくれない、おねがいしに行っているのに区役所が聞かずに無視してあそんでいるから怒ったら警察に通報された。警察官に偶然見かけ横断歩道まで走っただけで「あなた逃げたでしょ」と言われびっくりにいたら男4人170～180cmの4人が暴力してきました。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
183	その他	金沢警察署からびっくりするような対応をされた。ガラスを割って家に侵入してきて(土足で)庭のとびらもあけつばなしでどろぼうに入られたらこまるから女の私が大にもつを片づけておくことにされていた。保護していますといわれたけど4時間くらい疲れさせられたうえ、ごはんも食べさせてもらえず、写真をむだんでとられました。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
184	その他	病院でむりやり暴力で入院させられたので入院費をだまされておさめさせられたので返してもらいたい。医師からだましとられた。返してもらいたい。カギをかけられて病院からでることができなくなったうえ脅迫されていた。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
185	その他	医師から暴力で注射をうたれ、ベッドにしばりつけられて未央に医療器をさされて胸をさわられた。結婚した場合(するよていあり)、どうなるんですか？	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
186	その他	家のカギをかえようとしていた矢先に車(区役所に委託されたのべていた)にさらわれてカギがかえられなくなったことが心の障害になっていたことがわかったのに2ヶ月以上もそれを医師が無視してカギが3重になっている病室へ閉じこめて、脅迫して入院代金を横りょうした。車の代金20万円あまりを〇〇がふりこめサギをされた。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。
187	その他	ゴミ出し場で美化ボランティアをして接触する現業職員(直営及び外注)の行動とそれらを覗きに来る在住在勤在学等の関係者、市民生活の基準と労働安全の基準の連続化した文化等について。	その他	横浜市人権施策基本指針に関する内容ではありませんが、御意見として受け止めます。